

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品起因による事故ではないと判断した案件について

令和 4 年 7 月 21 日
経済産業省産業保安グループ
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」）第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、ガス機器・石油機器に関する事故及び製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件、並びに、製品起因による事故ではないと考えられ、今後、第三者判定委員会において審議を予定しているものとして公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『令和4年度第1回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、製品起因による事故ではないと判断したのでお知らせします。また、併せて、被害が重大ではなかったことが判明した案件についてもお知らせします。

なお、このお知らせをもちまして、当省 HP 内の『製品安全ガイド』に公表している製品事故データベースより事故情報を削除します。

※詳細は別紙のとおりです。

【参考】消安法

（内閣総理大臣への報告等）

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A202000927 令和3年2月6日(宮城県) 令和3年3月2日	石油ストーブ(開放式)	OS-229	松下住設機器株式会社 (現 パナソニック株式会社)	(火災) 建物を全焼する火災が発生した。当該製品が現場にあった。	○当該製品全体が著しく焼損していた。 ○燃焼筒にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○しん、点火レバー及びしん上下レバーは消火位置にあった。 ○カートリッジタンクの口金(キャップ)は、約90度更に閉められる状態であり、給油口を下側にすると灯油が漏れることが認められた。 ○カートリッジタンクは廊下に落ちていた。 ○当該製品を確認できず、詳細な使用状況は不明であった。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、給油したカートリッジタンクを製品本体に戻そうとした際、灯油がこぼれて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
2	A202100270 令和3年7月2日(東京都) 令和3年7月14日	ガス衣類乾燥機 (都市ガス用)	DSXH43GA 3WW	日本ゼネラル・アプライアンス株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の本体外郭は、熱により変色し、内部の樹脂部はほぼ焼失していた。 ○当該製品内部及び排気筒内部に綿ぼこりが堆積し、製品内部の綿ぼこりに焼損が認められた。 ○当該製品にガス漏れは認められなかった。 ○使用者は、当該製品を使用していて乾燥しにくい状況が数日前から生じていたが、メンテナンスを行っていなかった。 ○過去に行ったりリコールの改修(通気部の漏れ防止クリップ止め、難燃性フェルトによるシール処理)が実施されていた。 ●当該製品は、排気筒内部の綿ぼこりの堆積等により乾燥しにくい等の不具合が生じていたにもかかわらず、メンテナンスをせずに使用を継続したため、異常燃焼が生じて製品内部の綿ぼこりに着火し、出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、排気筒のメンテナンスとして、「1年に1回位点検を行い、綿ぼこりがあれば取り除く。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
3	A202100360 令和3年8月2日(東京都) 令和3年8月20日	ガストーチ	CB-TC-CJ2 (岩谷産業 株式会社ブ ランド)	株式会社旭 製作所(岩 谷産業株式 会社ブラン ド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品にカセットボンベを接続して点火したところ、カセットボンベと当該製品の接続部 から炎が噴き出した。 ○事故発生時、使用者は飲酒していた。 ○事故発生時に使用していたカセットボンベ単体からガス漏れは認められなかった。 ○当該製品に新品のカセットボンベを正常装着したところ、各部からガス漏れは認められな かった。 ○当該製品を分解して各部品やパッキン等を確認したところ、変形、破損等の異常は認めら れなかった。 ○事故発生後、当該製品とカセットボンベの間に隙間が確認されており、再現試験として同 等品にカセットボンベを斜めに強引に装着すると、受け口部からガス漏れが確認された。 ●当該製品に異常は認められないことから、当該製品にカセットボンベを斜めの状態で強引 に装着したため、受け口部からガス漏れが発生し、そのガスに当該製品の点火時の火花が 引火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「装着が正しく行われていない場合には、ガス漏れ、使用中の外 れなどが起こり、やけど、事故の恐れがある。」、「点火操作をする前には必ずカセットボンベ の接続部や本体にガス漏れやがたつき、ゆるみ、ヒビ割れがないか確認する。」旨、記載さ れている。	
4	A202100394 令和3年8月21日(福島県) 令和3年8月30日	油だき温水ボイ ラ	MBX-4500	株式会社 ノーリツ	(火災) 宿泊施設で当該製品を使用 中、当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生した。	○当該製品内部全体にすすが付着しているが、特に当該製品底部及びファン周辺の焼損 が著しかった。 ○オイルストレーナーのカップが緩んでいた。 ○電磁ポンプ下部のリターンバルブが欠落していた。 ○給油配管よりオイルを供給すると、オイルストレーナー及び電磁ポンプ下部(リターンバル ブ欠落部)より多量のオイル漏れが認められた。 ○当該製品は、時期は不明であるが、事故発生以前にオイル配管を交換していた。 ●当該製品は、経年劣化(28年)及びオイルストレーナーのカップ部が緩んでいたことによ り、オイルストレーナー及び電磁ポンプ下部よりオイルが漏れて当該製品の底部に滞留し、 漏れたオイルに引火したものと推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
5	A202100436 令和3年8月11日(東京都) 令和3年9月10日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-N36B-R	株式会社パロマ	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、爆発を伴う火災が発生し、当該製品及び周辺を破損し、1名が軽傷を負った。	○当該製品の左こんろを使用してフライパンで調理中、5分ほどした後に爆発した。 ○当該製品及び使用していたガスホースのガス漏れ検査を実施した結果、ガス漏れは認められなかった。 ○当該製品を分解し調査した結果、ガス通路に詰まり等の異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡はなく、ガス漏れ等の異常も認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
6	A202100484 令和3年9月14日(鹿児島県) 令和3年9月28日	密閉式(BF式) ガスふろがま(L Pガス用)	TP-BF3(S)	高木産業株 式会社(現 パーパス株 式会社)	(火災、軽傷1名) 当該製品を点火したところ、 爆発を伴う火災が発生し、周 辺を破損し、1名が軽傷を 負った。	○使用者が入浴中に追い焚きをしようと、当該製品の点火操作を行ったところ爆発が生じて火傷し、浴室の窓等が破損した。 ○当該製品は、外郭左側面が内側方向へ変形し、外郭右側面にも内側方向への変形が認められた。 ○当該製品にガス漏れは認められず、点火操作によりバーナーは確実に点火し、燃焼状態に異常は認められなかった。また、消火操作により、バーナー及び種火は確実に消火した。 ○ガス電磁弁の内部に異物は認められず、弁パッキンに異物の付着や傷等の異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常は認められず、製品に起因しない事故と推定される。	
7	A202100565 令和3年9月23日(兵庫県) 令和3年10月28日	石油ストーブ(開 放式)	KTS-67F	株式会社ト ミ	(火災) 当該製品を使用中、建物を 全焼する火災が発生した。	○使用者は、当該製品の斜め上に園芸用支柱を吊るして洗濯物を干し、当該製品を点火後にその場を離れ、約10分後に戻ったところ当該製品の下部や周辺が燃えていた。 ○使用された燃料は、無色透明で正常な灯油であった。 ○当該製品の燃焼筒にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のしん案内筒内部にすすの付着はなく、置台に過熱の痕跡がなかったことから、吹き返し現象の痕跡は認められなかった。 ○しんは消火位置にあり、しんの先端部にタールの付着はなく、異常は認められなかった。 ○固定タンクに油漏れの痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「衣類などの乾燥には使用しない。衣類が乾燥するとストーブの熱気でゆれて落下して火がつき、火災の原因になる。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼、油漏れ及び吹き返し現象の痕跡は認められず、当該製品の上部に干されていた洗濯物が落下して発火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
8	A202100622 令和3年10月17日(長崎県) 令和3年11月18日	カセットこんろ	ZA-8M(アイ・システムネットワーク株式会社ブランド)	株式会社旭製作所(アイ・システムネットワーク株式会社ブランド)	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○火災現場の火元付近となる流し台前の床に、焼損した当該製品とその近くに底が抜けたカセットボンベや粘着性の物体が入った鍋が落ちていた。 ○当該製品の外観は、焼損及び変形が著しかった。 ○器具栓つまみは「開」であった。 ○バーナー部と器具栓を同等品に取り付け点火したところ、正常に点火し、ガス漏れは認められなかった。また、カセットボンベに湯を掛けて内圧を上げたところ、圧力感知安全装置が正常に作動した。 ○器具栓内部のダイヤフラムに異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(2)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A202000421 令和2年8月5日(北海道) 令和2年9月9日	換気扇	LF-400DC	日本住環境株式会社	(火災) 火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は事故発生2、3日前から不具合が生じ、ランプが全点灯、点滅して運転が自動停止していたが、当該製品本体の電源を強制的に入れ直して再運転させることを5回程度繰り返していた。 ○当該製品の制御基板は一部配線被覆、樹脂等の溶融が認められたが、局所的な焼失等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のファンモーターは、配線コネクタ端子のうち、給電用コネクタ端子部の一方の焼失が認められ、ファンモーターの内部基板付近の接続ピン等の電子部品の焼失が認められた。 ●当該製品は、長期使用(13年)により、ファンモーターと配線コネクタの一部端子に経年劣化による接触不良が発生した状態で異常停止しても繰り返し電源を入れ直して再運転したため、当該部位において接触不良による異常発熱が発生し、出火に至ったものと推定する。 なお、取扱説明書には、「7.故障・異常の見分け方と処置方法」の対応表に「現象:運転しない、原因:リモコンランプが緑点灯、橙色点灯(フィルター清掃サイン)以外を表示(消灯を含む)」している、処置方法:電源を切り、サービス依頼する。」旨、記載されている。	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(3)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A202000102 令和2年5月3日(千葉県) 令和2年5月15日	電動アシスト自転車	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は使用者宅前の路上に駐輪しており、新聞配達員が当該製品の後ろのかごから出火しているのを発見した。 ○当該製品は前かご後方から後タイヤ前方まで焼損しており、特に中央から後方にかけて焼損が著しかった。 ○当該製品の後ろのかごには、ぞうきん、足踏み式空気入れ及び仕事道具を入れていたとの使用者からの申出内容であったが、詳細は確認することができなかった。 ○バッテリー内の基板とリチウムイオン電池セル間の内部配線が1か所断線していたが、断線部に熔融痕は認められなかった。 ○バッテリーと本体を接続するコントローラー部、バッテリー内部の電池セル及び基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2	A202000218 令和2年6月9日(北海道) 令和2年7月2日	ビデオデッキ	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○テレビ台後方にあるカーテンの高さ40cm付近に扇状に焼損が認められ、テレビ台にある当該製品配線付近とこの焼損位置は概ね一致していた。また、同付近に3口延長コードがぶら下がって設置されていた。 ○当該製品内部は背面側の電源ユニット付近の焼損が著しく、基板の割れが認められたが、基板上のヒューズは切れておらず、局所的な焼失等も認められなかったことから、内部に出火に至るような異常は認められなかった。 ○当該製品の電源コードは途中で溶断していたが、その他の箇所に半断線等の異常はなく、電源プラグ側に熔融、炭化等の異常は認められなかった。 ○焼損した当該製品背面付近にあった延長コードは途中で溶断しているとともに、一つの接続口において片側が炭化、焼損していた。延長コード内部は炭化していた接続口付近を中心に焼損しており、複数の飛び散った金属粒が認められた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品背面側で、他の原因により出火したものと推定されることから、当該製品は外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
3	A202000370 令和2年7月22日(北海道) 令和2年8月19日	パワーコンディ ショナ(太陽光発 電システム用)	(火災) 当該製品内部を焼 損する火災が発生 した。	○使用者は自宅の太陽光パネル架台塗装工事期間中、17時頃に帰宅して太陽光発電システムのエラー表示を確認した。 ○当該製品は、設置時から塗装工事のため停止させるまでは正常に運転していた。 ○塗装工事時に配線の再取付けを行った業者は、誤配線した認識があり、配線の組み直しを複数回行っていたため、配線状態は判明しなかった。 ○当該製品は、電圧異常を検知した2つの回路系統に著しい焼損が認められたほか、他の電子部品等にも焼損及び破損が認められた。 ●当該製品につながる太陽電池モジュールを工事のため取り外した後、再設置する際に誤配線したため、当該製品に過電流が流れ、回路上の電子部品等が異常発熱し焼損したものと推定される。	
4	A202000609 令和2年10月15日(鹿児島県) 令和2年11月19日	携帯電話機(ス マートフォン)	(火災) 当該製品を充電中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品に内蔵されたバッテリーのリチウムイオン電池セルが焼損していた。 ○バッテリーの制御基板は、部品及び配線が純正品と異なることを確認した。 ○本体のメイン基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「バッテリー交換は事業者の認定を受けた修理店に依頼する。」旨、記載されているが、バッテリー交換に関する情報は不明であった。 ●当該製品に内蔵されていた非純正バッテリーのリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。	
5	A202100006 令和2年11月9日(北海道) 令和3年4月5日	電気掃除機(充電 式、スティック型)	(火災、軽傷1名) 当該製品のACアダ プター及び周辺を焼 損する火災が発生 し、1名が軽傷を 負った。	○当該製品の本体は焼損していなかった。 ○ACアダプター配線部に短絡痕等はなく、出火の痕跡は認められなかった。 ○ACアダプターは外郭樹脂が溶融し、基板上の電子部品に焼損が認められたが、コンデンサーの破裂や基板の局所的な焼失等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
6	A202100079 令和3年2月25日(東京都) 令和3年4月27日	電気カーペット	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品は座椅子を上に乗った状態で使用されており、ヒーター側の座椅子が置かれていた位置に直径約20mmの焦げた穴が空いていた。 ○右ヒーターの座椅子が置かれていた部分において、ヒーター線が断線しており、座椅子が置かれていた範囲内のヒーター線にのみ樹脂部の変色が認められた。 ○当該製品の温度ヒューズは、切れていた。 ○左ヒーター部はヒーター線に断線等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、座椅子を同位置に長期間乗せて使用していたことで、局部保温によるヒーター線の熱劣化が起こり、ヒーター中間層が絶縁低下し、ヒーターと検知線間でスパークが発生、焼損に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「座布団、クッション、布団、座イスなど保温性があるものを局部的に長時間同じ場所に乗せない。本体が過熱して、本体表面、置いたもの、床、畳、敷物等が変色・変形するおそれがあり、故障や事故の原因になる。」旨、記載されている。	
7	A202100086 令和3年3月27日(徳島県) 令和3年4月30日	液晶テレビ	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品の左側画面及び背面が焼損し、樹脂製外郭の一部が溶融し、脱落していた。 ○内部の制御基板、配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードに焼損はなく、電流ヒューズは切れていなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
8	A202100089 令和3年3月31日(福島県) 令和3年4月30日	照明器具	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品の電源コードは本体付近で断線し、溶融痕が確認されたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。 ○当該製品本体に出火の形跡は確認されなかった。 ○電源を入れているにもかかわらず、ランプが消えることがあった。 ●事故発生以前の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は電源コードの断線、溶融痕以外に出火の痕跡は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
9	A202100151 令和3年3月28日(北海道) 令和3年5月27日	携帯電話機(スマートフォン)	(重傷1名) 使用者が就寝したところ、当該製品が手に接触し、火傷を負った。	○使用者は、就寝中に当該製品の端子部付近に腕が触れていて火傷を負ったとの申出内容であった。 ○使用者はカバーを付けて使用していたが、カバーは提供されなかった。 ○当該製品の外観に異常はなく、正常に使用することができた。 ○当該製品を保温した中で、アプリケーションを起動させた高負荷状態の温度測定を行ったところ、端子部付近の瞬間最高温度は35.1℃であり、最も温度が高くなったCPU付近の瞬間最高温度は44.8℃で、いずれの温度も継続しなかった。 ○当該製品を保温した中で、動画再生を継続した状態の温度測定を行ったところ、端子部分の温度は最高で30℃、CPU付近の温度は最高で30.5℃であった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に火傷に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
10	A202100231 令和3年6月20日(三重県) 令和3年7月1日	自転車	(重傷1名) 当該製品で下り坂を 走行中、前輪がロッ クし、転倒、負傷し た。	○当該製品で下り坂を走行中、前輪が突然停止し、一回転して転倒した。 ○事故発生後の当該製品は、前泥よけの後端部がくの字に折れ曲がり、タイヤとの間に巻き込まれていた。 ○前輪のスポークに変形はなく、回転に振れは認められなかった。 ○変形した前泥よけを新品に交換し、トウクリアランスを測定した結果、トウクリアランスはJIS基準値を満たしていた。 ○同型品の前泥よけの強度は、JIS基準を満たしていた。 ●当該製品は、走行中に前泥よけの後端部に異物が接触し、前泥よけが前輪に巻き込まれたため前輪がロックしたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
11	A202100267 令和3年6月29日(茨城県) 令和3年7月13日	電気こんろ	(火災) 火災警報器が鳴動 したため確認する と、当該製品及び周 辺を焼損する火災 が発生していた。	○当該製品を使用後、操作キーでスイッチを切り、約2時間放置し、ヒーター部が冷めたのを確認した後、当該製品の上にタオルを敷き、弁当箱等を重ねて置いて就寝したところ、約3時間後に弁当箱等から出火したとの申出内容であった。 ○当該製品は、トッププレートの前後に配置された前ヒーター部に炭化物が付着していたが、その他に外観上の異常は認められず、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○通電したところ正常動作が認められ、安全装置も正常に作動した。 ○各種イミュニティ試験を実施したところ、誤作動は生じなかった。 ○取扱説明書には、「トッププレートの上にものを置かない。可燃物を近づけない。火災の原因になる。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため当該製品のスイッチが入った原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品の上に置かれていた可燃物がヒーターの熱で加熱されて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
12	A202100279 令和3年6月13日(神奈川県) 令和3年7月19日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品を焼損する 火災が発生した。	○当該製品は12階のベランダに設置されていた。 ○当該製品のバルブカバーの一部、配管の断熱材、内外連絡線の被覆、右側の架台及びブッシュが焼失していたが、その他の樹脂部品に焼損は認められなかった。 ○内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○内外連絡線は、端子台から45cmの位置に1か所、熔融痕が認められたが、断線及び著しい導体の損傷は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
13	A202100317 令和3年7月19日(大阪府) 令和3年8月3日	椅子	(死亡1名) 当該製品を使用中、 転倒し、翌日、死亡 した。	○使用者は、当該製品を使用中に転倒して冷蔵庫で後頭部を打ち、翌朝に死亡していたが、因果関係は不明であった。 ○当該製品は、背もたれのない丸い座板に2本のU字型パイプが溶接され、4本脚を構成している一般家庭用の椅子であり、座板と各パイプは合計8箇所溶接されていたが、溶接状態に異常は認められなかった。 ○座板の打痕は2本のU字型パイプの溶接破断面と大きさが一致し、座板の打痕、筋状くぼみ及び座板周縁部のくぼみが一直線上にあることから、座板のくぼみは分離したU字型パイプが座板に押しつけられて生じたもので、U字型パイプが座板と床の間に挟まれる状態で破損したと推定された。 ○1本のU字型パイプに約13mmのねじれ変形が発生していた。 ○当該製品の溶接部は破断面にさびの発生部分と金属光沢部分が認められたが、同等品の再現試験で溶接部の破断面にさびの発生は認められず、金属光沢部分のみであったことから、当該製品の溶接部は事故発生以前から損傷していたと考えられた。 ○当該型式品は、JIS S 1062:1995「家庭用学習いす」の8.2繰り返し衝撃試験とJIS S 1203:1998「家具—いす及びスツール 強度と耐久性の試験方法」の7.1座面の衝撃強度試験、7.7脚部の静的前方強度試験及び7.10座面の耐衝撃性試験に合格している。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は溶接状態に異常は認められず、溶接部の破断箇所が一部さびていたことから、事故発生以前から損傷していた溶接部周辺に過大な力が加わったため溶接部が破断したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
14	A202100365 令和3年7月29日(秋田県) 令和3年8月23日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○事故発生時、近くの電柱に落雷があり瞬間停電が発生していた。 ○当該製品と壁の間にあった自転車用オイルのスプレー缶が燃えていた。 ○当該製品の制御基板のバリスタは破損していたが、ヒューズは切れておらず、その他の部位に焼損等はなく、原形をとどめていた。 ○制御基板から本体に接続しているアース線は、本体鉄板部とのビス固定部にてスパークの痕跡が確認された。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、近くの電柱への落雷による雷サージにより、付近にあったスプレー缶が発火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
15	A202100395 令和3年8月17日(大阪府) 令和3年8月30日	踏み台(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 店舗で当該製品を使用中、当該製品が破損し、転倒、腰を負傷した。	○当該製品を使用中、踏ざんが外れて使用者が転落し、負傷した。 ○当該製品は、支柱の形状、肉厚及び材料強度に異常は認められなかった。 ○支柱の滑り止めキャップが著しく摩耗しており、天板及び踏ざんの取付け用タッピンねじが緩んでいたことから、使用頻度が非常に多いと考えられた。 ○同等品の踏ざんに社内基準に基づき100kgの荷重を繰り返し60,000回加える耐久試験を実施した結果、ねじの緩み等の異常は認められなかった。 ○当該製品は、SGマークが貼付されている。 ●当該製品は、頻繁な使用によって踏ざん及び天板の取付け用タッピンねじが緩み、がたつきが生じていたにもかかわらず継続使用されたため、踏ざんの取付け用タッピンねじが外れ、使用者が転落したものと推定される。 なお、取扱説明書には、使用前点検として、「天板及び踏ざんにがたつきがないか確認する。がたつきがある場合は絶対に使用しないで廃棄する。」旨、記載されている。	
16	A202100399 令和3年8月20日(秋田県) 令和3年8月30日	エアコン	(火災) 保育園で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は2021年7月上旬に業者が清掃した際、アルカリ性洗剤を使用して洗浄が行われていた。 ○ファンモーターのコネクター部に著しい焼損が認められ、リード線の外れ及びリード線端子の溶融痕が認められた。 ○ファンモーターの付着物の成分分析を行ったところ、アルカリ性洗浄剤成分のナトリウムが検出された。 ●当該製品のファンモーターのコネクター部に、エアコン洗浄時の洗浄剤が浸入、付着したことにより、トラッキング現象が生じて火災に至ったものと推定される。 なお、日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「誤った洗浄剤の選定、使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損、電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙、発火につながる恐れがある。」旨、注意喚起を行っている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
17	A202100401 令和3年8月19日(長野県) 令和3年8月31日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、本体正面の冷蔵庫右側ドアの右上部及び右側面の冷蔵庫ドアの上部にすずが付着し、天面の樹脂製の上ヒンジカバー及びドアキャップの一部に溶融が認められた。 ○冷蔵庫内は、右側奥側及び天井側が著しく焼損し溶融が認められたが、同箇所のフードライナーを剥がしたところ、内部のウレタン断熱材、温度検知用サーミスター、庫内灯配線部及び仕切りヒーターに焼損は認められなかった。 ○圧縮機、制御基板、トランス、ファンモーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生現場の詳細状況は不明であった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
18	A202100402 令和3年8月18日(神奈川県) 令和3年8月31日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は2階ベランダに設置されており、事故発生時は使用されていなかった。 ○当該製品は、外郭及び内部が全体的に焼損し、背面の熱交換器は、アルミフィンが一部溶融して銅管が破裂していた。 ○圧縮機、ファンモーター、制御基板等の内部の電気部品及び内外連絡線に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
19	A202100414 令和3年8月20日(北海道) 令和3年9月3日	除湿乾燥機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、電源コード口出部付近の樹脂製外郭が焼損、溶融していた。 ○当該製品は電源コード以外の電気部品、配線類に出火に至る痕跡が認められなかった。 ○電源コードはコードプロテクターがなく、全長は同等品と比較すると約80mm短いことに加え、接続端子を用いて電源コードの途中でつなぎ直されていた。 ○当該製品は2014年～2015年頃に修理されていたが、修理実施者及び修理内容は不明であった。 ○取扱説明書には、「分解や修理、改造をしない。」旨、記載されている。 ●事故発生以前の詳細な修理状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コードが接続端子を用いて途中接続されたため、接続部で発熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
20	A202100423 令和3年8月25日(埼玉県) 令和3年9月6日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、左外側が著しく焼損していた。 ○内部の基板、ファンモーター、圧縮機、四方弁コイル、リアクター、端子盤及び内部配線は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○基板に接続された電源線が断線し、溶融痕が認められたが、基板に著しい焼損は認められなかった。 ○電流ヒューズは切れておらず、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の周辺に、食料品等の可燃物が置かれていた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
21	A202100440 令和3年9月2日(長野県) 令和3年9月13日	プリンター(複合機)	(火災) 店舗で当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。	○壁コンセントに接続していた当該製品の電源プラグから出火した。 ○コンセントに差されていた電源プラグは当該製品に押し当てる形で使用され、電源プラグに負荷がかかっていた。 ○当該製品の電源プラグの片側の栓刃が折損しており、栓刃周辺の外郭樹脂が焼損し、栓刃破断部の一部に溶融した箇所が認められた。 ○折れていない栓刃は曲がっていた。 ●当該製品の電源プラグの栓刃に過度な外力が加わったことにより、栓刃が破損してスパークが発生し、電源プラグの樹脂部が焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「電源コードを壁に押しつけない。火災の原因になる。」旨、警告として記載され、「設置場所として後方220mmスペースを確保する。」旨、記載されている。	
22	A202100455 令和3年9月2日(茨城県) 令和3年9月16日	電気冷凍庫	(火災) 当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品はかまどの右側に設置され、当該製品外観は左側面中段から右上側上面に焼損跡があり、焼損範囲の下端とかまどの高さが一致した。 ○前面扉及び庫内の中段から上部の焼損が著しかったが、背面、下部の機械室に焼損は認められなかった。 ○当該製品内部及び機械室の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められず、かまどの高さと同製品左側面の焼損範囲下端の高さが一致したことから、事故発生前にかまどで燃やしたごみの残火が周辺の可燃物に着火し、当該製品に延焼したものと推定される。	
23	A202100459 令和3年9月8日(高知県) 令和3年9月17日	エアコン	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品の電源を切って外出した。 ○当該製品の焼損は著しく、外郭の樹脂製部品は焼失していた。 ○電源コード及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーター、基板、端子台等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
24	A202100465 令和3年8月12日(東京都) 令和3年9月21日	サンダル	(重傷1名) 当該製品を履いて いたところ、転倒し、 左腕を負傷した。	○当該製品(室内用)を履いていたところ、自宅のフローリングの床で転倒したとの使用者の 申出内容であった。 ○当該製品に毛羽等の付着物が認められたが、当該製品に著しい摩耗、変形及び破損は 認められなかった。 ○JIS T 8106「安全靴・作業靴の耐滑試験方法」を準用して、フローリング上における当該製 品、同等品及び他社類似品の動摩擦係数を測定したところ、著しい差異は認められなかつ た。 ○当該型式品のラベルには、「当該型式品の底面に滑り止め加工をしていない。床面の状 態によっては滑ることがあるので注意する。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製 品、同等品及び他社類似品の滑りやすさは同程度であり、当該製品に異常は認められない ことから、製品に起因しない事故と推定される。	
25	A202100492 令和3年9月8日(東京都) 令和3年10月1日	水槽(ガラス製)	(重傷1名) 当該製品を清掃中、 当該製品が割れ て、手を負傷した。	○当該製品内の水や砂利を抜いて当該製品の内側を手で洗っている際、右側面ガラスが割 れて手にけがを負った。 ○当該製品のガラスの内側に清掃や水の入替え時に付いたと考えられる多数の傷が認めら れた。 ○右側面内側の破壊起点部には、ギザギザした形状の約3mmの傷が認められた。 ○同等品の側面ガラスの破壊強度試験では、約50kgの荷重が加わるまでガラスは割れな かった。 ●当該製品のガラス内側に清掃や水の入替え時に付いたとみられる複数の傷が認められ たことから、右側面ガラス内側に付いたその傷の一つが洗浄時の応力等によって伸展し、破 損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「物をぶつかけたり、無理な力を加えたり、傷をつけたりしない。破 損、けがの原因になる」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
26	A202100505 令和3年9月19日(兵庫県) 令和3年10月6日	ガス漏れ警報器	(火災) 飲食店で当該製品を溶融する火災が発生した。	○飲食店(焼肉)の店舗で、調理中の客が無煙ロースターからの発煙に気付き、店舗従業員が備え付けの消火器で消火した。 ○当該製品は、飲食店の要望によりガス供給事業者が無煙ロースター内に設置したものであった。 ○無煙ロースター内の床面に置かれた当該製品、断熱材等が焼損した。 ○当該製品の外郭樹脂に焼損は認められたが、内部の基板及び電源コードに焼損等の異常は認められなかった。 ○無煙ロースター、ガス栓及びガスホースにガス漏れは認められなかった。 ○取扱説明書には、「燃焼器具などの排気、湯気、油などが直接掛かるところには、絶対に取り付けない。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
27	A202100510 令和3年9月27日(千葉県) 令和3年10月8日	電気掃除機(自走式)	(火災) 当該製品を充電器で充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品の充電器の電源ケーブルを焼損する火災が発生していた。	○当該製品を充電中、付属のACアダプターのDCプラグ根元付近が焼損した。 ○DCプラグ根元付近の被覆が焼損し、片極の芯線が断線しており、先端が黒く変色して脆く折れやすい状態であった。 ○取扱説明書には、「電源コードは、踏まれたり、足を引っ掛けたり、製品に引かれる危険がない場所に設置する、損傷や負担の恐れがある。」旨、記載されている ●当該製品は、付属のACアダプターのDCプラグの根元部分に過度な屈曲が加わったため、内部の芯線が断線、スパークが発生して絶縁被覆が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
28	A202100512 令和3年9月27日(神奈川県) 令和3年10月8日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品にインターネット通販で購入した非純正バッテリーが装着された状態で充電されていた。 ○当該製品外観は、バッテリーとの接続部の樹脂に一部溶融が認められたが、その他の部分に焼損は認められなかった。 ○内部の電気部品に出火の痕跡は認められず、純正品のバッテリーを装着したところ正常に動作した。 ○当該製品に装着されていた非純正バッテリーは、制御基板が著しく焼損して破断し、銅箔パターンが広範囲で焼失して周辺の樹脂製外郭が焼損していた。 ○取扱説明書には、「交換できるバッテリーは自社製の交換用バッテリーのみである。それ以外のバッテリーを使うと、火災又は爆発の危険がある。」旨、記載されている。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202100499と同一事故)
29	A202100521 令和3年9月7日(埼玉県) 令和3年10月12日	コンセント	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は3口露出型コンセントであり、事故発生時、暖房運転中のエアコン及び3口延長コードが接続されており、延長コードに掃除機を接続して使用中であった。 ○当該製品は、3口延長コードの電源プラグが接続されていた差込み口が焼損していた。 ○3口延長コードが接続されていた刃受金具の間隔が広がっていたが、溶融等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に接続されていた3口延長コードは、電源プラグの焼損が著しく、片側の栓刃がカシメ部で溶断していたほか、プロテクター付近でコード芯線が屈曲して短絡断線していたが、溶断した栓刃と当該製品の刃受金具との接触部に著しいスパーク痕は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、接続されていた3口延長コードの電源プラグからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202100574と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
30	A202100526 令和3年9月2+4日(東京都) 令和3年10月12日	LEDランプ(電球型)	(火災) 商業施設で当該製品を焼損する火災が発生した。	○HID用照明器具に取り付けて使用していた当該製品が点灯しなくなり、取り外したところ、当該製品の口金及びHID用照明器具側ソケットが溶融していた。 ○当該製品は、本体部及び口金に変色が認められ、口金内部の樹脂が焼損していた。 ○基板は、フィルムコンデンサー、ヒューズ及びその周囲の基板が焼損していた。 ●当該製品をHID用照明器具へ取り付けたため、HID用安定器から当該製品の基板に過電圧が加わり、フィルムコンデンサーが短絡して異常発熱し、焼損に至ったものと推定される。 なお、当該製品の個装箱には、「HIDランプ用器具では絶対に使用しない。」旨、記載されている。	
31	A202100529 令和3年9月10日(大阪府) 令和3年10月13日	電気冷蔵庫	(重傷1名) 当該製品のドアの金具に中指をぶつけて、手指を負傷した。	○使用者が当該製品の冷蔵庫の上段冷凍室の引き出しを開け、引き出し奥の物を取るために右手を入れようとしたところ、冷蔵庫の右ドア固定金具に中指を強打し、爪と爪横が切れて化膿したとの申出内容であった。 ○事業者のサービス担当者が使用者宅で当該製品の右ドア固定金具及び固定ボルト頭部を確認したが、バリやエッジ等の異常は認められなかった。 ○固定金具やドア構造が同等である後継品の右ドア固定金具及び固定ボルト頭部をシャープエッジテスターで確認したが、バリやエッジ等の異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の右ドア固定金具にバリやエッジ等の異常は認められず、使用者が上段冷凍室の引き出し内の物を取ろうとした際に誤ってドア固定金具部で指を強打したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
32	A202100539 令和3年9月11日(愛知県) 令和3年10月18日	エアコン	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、使用者は外出中であつたが、当該製品は運転中であつた。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭が焼失し、熱交換器の放熱用アルミ製フィンの一部に焼損が認められた。 ○電源基板、ファンモーター、電源コード等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に接続されていた室外機は焼損していたが、圧縮機、制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(A202100548と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
33	A202100542 令和3年10月3日(千葉県) 令和3年10月19日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品は3階ベランダに設置されており、近くに椅子及び灰皿が置かれていた。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製の吹き出しグリル、プロペラファンが焼失し、熱交換器のアルミフィンがほとんど焼失していた。 ○圧縮機、リアクター、内部配線等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められず、エアコン用のブレーカー及び漏電ブレーカーは切れていなかった。 ○使用者は、ベランダで喫煙する習慣があったが、事故発生前の喫煙については情報が得られなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
34	A202100545 令和3年10月7日(神奈川県) 令和3年10月19日	電気掃除機	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品の電源プ ラグを焼損する火災 が発生した。	○使用者は、日常的に電源コードを引っ張って電源プラグをコンセントから抜いていたとの申出内容であった。 ○当該製品は、電源プラグのコードプロテクター及び電源コードの絶縁被覆が破断して焼損し、片極の芯線が断線していたほか、栓刃先端のニッケルメッキが剥がれていた。 ○当該製品の本体に焼損は認められず、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、床ブラシのホイールの破損、給電ピンの差込み口の変形等が認められた。 ●当該製品の電源プラグのコードプロテクターに繰り返し過度な屈曲が加わったため、芯線が断線し、スパークが生じ、焼損に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「電源コードを無理に曲げない、引っ張らない、ねじらない。」、「電源プラグを抜くときは、電源コードを持たずに必ず先端の電源プラグを持って抜く。感電、短絡、発火、火災の原因になる。」旨、記載されている。	
35	A202100555 令和3年9月6日(沖縄県) 令和3年10月25日	リチウム電池内蔵 充電器	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○使用者が、膨張した当該製品を元に戻そうと力を加えたところ、当該製品から出火した。 ○当該製品は、端部が著しく焼損し、リチウムポリマー電池セルの電極体が露出していた。 ○電池セル及び電極体は著しく焼損し、電極体エッジ部を起点とした放射状のしわが認められた。 ○制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者は当該製品を何度か床等に落としたことがあり、本体が膨張していたとの申出内容であった。 ●当該製品は、使用者が膨張した当該製品の外郭に外力を加えた際に、リチウムポリマー電池セルに外力が加わったため、電池セルが内部短絡し、異常発熱して出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「異常が生じた場合はただちに使用を止め、カスタマーセンターに問い合わせる。」、「強い衝撃や無理な力を加えない。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
36	A202100558 令和3年8月 ※不明(岐阜県) 令和3年10月26日	サンダル	(重傷1名) 店舗で当該製品を履いて歩行中、当該製品の先端部が引っ掛かり、転倒を避けようと踏ん張ったところ、首を負傷した。	○当該製品は、ソールがEVA発砲樹脂で甲部分に幅7cmの合成皮革製バンドが取り付けられたサンダルで、つま先部分は12mm反り上がっていた。 ○使用者は、店舗内を小走りした際に当該製品のつま先が引っ掛かった。 ○当該製品は、ソールが着用による摩耗で擦り減っており、ソールとベルトの接合部が接着剤で修理されていたが、つま先部に異常は認められなかった。 ○5名のモニターが同等品を履いて、セラミックタイル、プラスチックタイル、塩ビシート、カーペット上で歩行と小走りを行ったが、つま先が引っ掛かることはなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のつま先部に異常は認められないことから、小走りした際に脱げかけた可能性があり、製品に起因しない事故と推定される。	
37	A202100560 令和3年8月24日(千葉県) 令和3年10月26日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は、インターネット通販で購入した非純正バッテリーが装着された状態で充電されていた。 ○当該製品は、バッテリーとの接続部の樹脂製外郭に一部焼損が認められたが、その他の部分に焼損は認められなかった。 ○内部の電気部品に出火の痕跡は認められず、純正のバッテリーを取り付けたところ、当該製品は正常に動作した。 ○当該製品に装着されていた非純正バッテリーは、リチウムイオン電池セルが著しく焼損して飛散し、周辺の樹脂製外郭が焼失していた。 ○取扱説明書には、「自社製のバッテリーのみを使用する。他のバッテリーを使用すると、けがや製品のダメージにつながりうる破裂を起こす可能性がある。」旨、記載されている。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
38	A202100566 令和3年10月16日(福岡県) 令和3年10月28日	電気掃除機(充電式、モップ型)	(火災) 当該製品に他社製のACアダプターを接続して充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、半年ほど前、付属のACアダプターで充電しても動作しなくなり、他社製の出力電圧の高いACアダプターで充電したところ動作したことから、以降、他社製ACアダプターで繰り返し充電し、使用していた。 ○事故発生の8日前から他社製ACアダプターを接続していた。 ○当該製品は、バッテリー収納部が焼損しており、2個のリチウムイオン電池セルはいずれも著しく焼損していた。 ○事故発生現場から当該製品と一緒に回収されたACアダプターは、定格出力電圧12Vの他社製で、当該製品付属のACアダプターより出力電圧が高かった。 ○事故発生時に使用されていた他社製ACアダプターを用いて同等品を充電したところ、電池セル電圧が4.25Vを超え、約4.3Vまで充電された。 ●当該製品は、出力電圧の高い他社製ACアダプターを接続して充電したため、バッテリーのリチウムイオン電池セルが過充電となって異常発熱し、出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「充電には、付属のACアダプター以外は使用しない。異なるACアダプターを使用した場合、内蔵電池が過充電を起こし、発煙や火災に繋がる恐れがある。」、「充電時以外はACアダプターをコンセントから抜く。」旨、記載されている。	
39	A202100569 令和3年9月4日(静岡県) 令和3年10月29日	踏み台(アルミニウム合金製)	(死亡1名) 工場で当該製品を使用中、転落し、死亡した。	○当該製品は、天板高さが130cmに調整された足場台であった。 ○事故発生時、当該製品は転倒せず、支柱の止め具は掛かっていた。 ○設置場所は水でぬれた平たんなコンクリート床で、使用者は長靴を履いていた。 ○天板及び踏ざんに、市販の滑り止め用テープが貼付されていた。 ○当該製品にがたつき、横揺れ等の異常は認められなかった。 ○天板、支柱及び踏みざんに変形は認められなかった。 ○支柱端具に変形、破損、劣化の異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
40	A202100578 令和3年10月15日(長崎県) 令和3年11月2日	電動アシスト自転車	(火災) 駐車場で当該製品 及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品は、後輪側が著しく焼損し、後輪上部に設置した自転車用幼児座席は確認できなかった。 ○当該製品のバッテリーは、樹脂製外郭上部側が焼損していたものの、接続端子部、内部配線、制御基板及びリチウムイオン電池セルのいずれにも焼損は認められなかった。 ○後輪側に電気部品は使用されていなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
41	A202100586 令和3年5月25日(大阪府) 令和3年11月5日	電動アシスト自転車	(重傷1名) 幼児を当該製品に 乗せて使用者が当 該製品のスタンドを 立てて停車中、荷物 を乗せようとして、 転倒し、右足を負傷 した。	○当該製品は、3人乗りに対応の電動アシスト自転車で、スタンドを立てると自動でロックが掛かる機構が装備されており、事故発生時はスタンドを立てた状態で1歳の女兒と3歳の男児が乗っており、使用者が荷物を載せようとしたらスタンドが上がって転倒した。 ○使用者は、事故発生以前にスタンドの自動ロックが不安定になっていることに気が付き、事故発生の2日前に修理のため当該製品を購入した販売店へ持ち込み、店員からスタンドを蹴ってロックを掛ければいいと説明されたため、継続使用していた。 ○当該製品は、スタンドを立てた際に自動ロックが掛かりにくい状態であった。 ○スタンドロックの可動部に油分が認められなかったが、周辺の砂塵に油の痕跡が認められたことから、使用に伴い油分が消耗したと考えられた。 ○経緯不明であるが、リヤチャイルドシートに他社製のレインカバーが取り付けられており、スタンドのロック部が目視できない状態であった。 ○スタンドロック部の寸法やばね定数に異常は認められず、がたつきも生じていなかった。 ○取扱説明書には、「スタンドロックが正常なロック位置にあることを確認する。」、「スタンドの正常作動点検」や「スタンドへ注油」する旨、記載されている。 ●当該製品は、スタンドロック部の油分枯渇のため事故発生以前から自動ロックが掛かりにくい状態となっており、使用者が販売店へ修理に持ち込んだが修理不要と判断され、その後の継続使用で使用者が荷物を載せた際に、ロックの掛かっていないスタンドが上がって転倒したものと考えられ、修理不良と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
42	A202100589 令和3年2月 ※不明（大阪府） 令和3年11月5日	電動アシスト自転車	（重傷1名） 当該製品を使用中、首を負傷した。	○使用者の家族（夫）によれば、使用者は、当該製品で歩道と車道の境目にある数センチ程度の段差や荒れた路面を走行した際、振動がかなり強かったため首を痛めたとの申出内容であった。 ○当該製品は、タイヤの空気圧及びスポークの張力に異常は認められなかった。 ○ハンドルの回転保持部品である下玉押しに圧痕は認められないことから、大きな衝撃を生じる走行は行われていなかったものと考えられた。 ○当該製品及び同一型式品を使用し、平たん路、段差乗り降り、悪路の直進、蛇行、急停車及び歩道から車道へ急加速で段差を乗り降りする走行試験を実施した結果、衝撃や振動について異常は認められなかった。 ○同一型式品及び別型式品を使用し、段差走行時に身体に伝達する振動加速度を計測するため試験者のヘルメットに加速度センサーを取り付け、速度約15km/h、段差高さ3～5cmで走行試験を行った結果、差異は認められなかった。 ○取扱説明書には、警告として「歩道の段差や溝等の凹凸が激しい所を走らない。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、振動に関係するタイヤ、スポーク張力及びヘッドパーツに異常は認められず、実走行試験や振動加速度試験において異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
43	A202100601 令和3年7月26日(埼玉県) 令和3年11月9日	温水洗浄便座	（重傷1名） 使用者が当該製品を使用中、火傷を負った。	○使用者は、約2時間当該製品の便座に座り、太もも裏等に低温火傷を負った。 ○当該製品の外観に傷、打痕、変形等の異常は認められなかった。 ○便座の表面温度に異常は認められなかった。 ●当該製品に異常が認められないことから、通電状態の便座に長時間着座していたため低温火傷を負ったものと推定される。 なお、当該製品の便座蓋裏及び取扱説明書には、「長時間使用する時は便座温度を切にする。切以外の設定で長時間使用すると低温火傷のおそれがある。」旨、記載されている。	
44	A202100607 令和3年10月18日(東京都) 令和3年11月12日	電気冷温風機	（火災） 当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、2個の延長コードを介して電源が取られており、当該製品以外に複数の電気製品が接続されていたが、どのような製品が接続されていたかについて詳細は不明であった。 ○当該製品の電源プラグの一方の栓刃の根元付近に焼損が認められた。 ○当該製品の電源プラグの栓刃間に焼損は認められず、トラッキング現象の痕跡は認められなかった。 ○電源プラグを分解調査した結果、栓刃と電源コードの接続部に溶融痕、断線、カシメ不良等、異常発熱の痕跡は認められなかった。 ○電源プラグ以外の部品に焼損は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
45	A202100608 令和3年11月4日(大阪府) 令和3年11月15日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○事故発生日時、当該製品の室内機は運転中ではなかった。 ○圧縮機、ファンモーター、リアクター、端子台等の電気部品は焼損が認められるものの原形はとどめており、接続部に溶融痕等もなく出火の痕跡は認められなかった。 ○制御基板に焼損が認められたが、著しい焼損及び基板の欠損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○制御基板上の電子部品において未回収部品があったが、運転停止状態では電源供給のリレーがオフ状態であり、事故発生日時に当該部品は通電状態ではなかった。 ○内外連絡線に断線及び溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者は、事故発生日に事故発生現場であるベランダで喫煙をしていた。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
46	A202100611 令和3年8月13日(愛知県) 令和3年11月16日	スピーカー(充電式)	(火災) 当該製品を焼損する 火災が発生した。	○当該製品は、事故発生日の5日前からACアダプターに接続して充電されていた。 ○当該製品は、木製及び樹脂製の外郭が焼失し、制御基板、バッテリーのリチウムイオン電池セル2個等が焼損して脱落していた。 ○制御基板は著しく焼損していたが局所的な焼損は認められなかった。 ○リチウムイオン電池セル2個は著しく焼損し、バッテリーの充放電保護基板は確認できなかった。 ○当該製品の本体側DCジャックは汎用的な形状であった。 ○充電に使用していたACアダプターは、出力電圧がDC42Vの他社製で、当該製品に付属のACアダプターの出力電圧DC9Vより高かった。 ●当該製品は、出力電圧が高い他社製のACアダプターを接続して充電したため、充放電保護基板又はリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「付属ACアダプターを使用して充電する。」旨、記載されている。	
47	A202100614 令和3年10月20日(愛知県) 令和3年11月16日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品は、機械室側がある側の側面及び内外連絡線に焼損が認められたが、内外連絡線に出火の痕跡は認められなかった。 ○端子台に焼損は認められなかった。 ○樹脂製ファン及びファンモーターに焼損は認められなかった。 ○機械室に取り付けられていた、基板、リアクター、四方弁コイル及び圧縮機に焼損は認められなかった。 ●事故発生日時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
48	A202100623 令和3年11月9日(大阪府) 令和3年11月18日	ACアダプター	(火災) 当該製品に他社製のUSBケーブルを接続して携帯電話機(スマートフォン)を充電中、当該製品を溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を用いて、スマートフォンを充電していたところ、充電開始の約5分後に発煙したため、コンセントから抜いた。 ○事故発生直前まで、使用者の子ども(1歳)がUSBケーブルとACアダプターを触っていたとの申出内容であった。 ○当該製品は、USBケーブルとの接続部に焼損が認められた。 ○内部基板に一部変色が認められ、USB端子近傍の内部部品に熱の影響による変形が認められたが、焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品のUSB端子接続部内部を確認した結果、樹脂部は溶融していたが、金属部に溶融や変形は認められず、金属異物も認められなかった。 ○充電ケーブルのUSB端子部近傍に歯形のような痕跡が認められた。 ●事故発生以前の詳細な使用状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のUSB接続部に唾液等の導電性異物が侵入し、異常発熱したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
49	A202100646 令和3年11月15日(埼玉県) 令和3年11月25日	シュレッダー	(火災) 事務所で当該製品で細断中、紙詰まりしたため電源スイッチの操作を繰り返したところ、爆発を伴う火災が発生した。	○使用者が当該製品で書類を裁断中に紙詰まりしたため、2～3枚の紙に潤滑剤スプレーをしたたり落ちるぐらい吹きかけ、8回ほど裁断を繰り返した後、正転と逆転のスイッチを繰り返し押したところ、当該製品から出火したとの申出内容であった。 ○当該製品はモーターを内蔵した上部の本体底部が著しく焼損し、下部の樹脂製ダストボックスは前面中央部が底部まで破断して樹脂窓が欠損し、底部が著しく溶融していた。 ○基板、配線、モーター等、内部の電気部品に出火の痕跡は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、使用者が紙に潤滑剤スプレーを吹き付けて繰り返し裁断したため、潤滑剤スプレーに使用されていた可燃性ガスが内部に滞留し、モータースイッチ等の火花により引火して出火したものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示には、「可燃性スプレーを絶対に使用しない。ガスが内部に残留し、引火、爆発のおそれがある。」旨、記載されている。	
50	A202100654 令和3年10月21日(愛知県) 令和3年11月29日	介護ベッド	(重傷1名) 当該製品のサイドレールカバーが破損し、左足を負傷した。	○レンタル5日目、当該製品から立ち上がる際に左足ふくらはぎに裂傷を負った。 ○サイドレール受けの樹脂カバー下部が破損し、破損部が鋭利な状態になっていた。 ○サイドレール受けは、ベッド側面から66mm突き出していた。 ○破面観察の結果、破壊起点は樹脂カバー下部の側面で、衝撃により破損していた。 ○使用者は、室内で破損した樹脂カバーの破片を見ていなかった。 ●当該製品は、サイドレール受けの樹脂カバーが破損していたため、立ち上がる際に左足のふくらはぎに破損部の鋭利な部分が当たり負傷したものと考えられ、レンタル業者の保守点検不良と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
51	A202100663 令和3年11月19日(神奈川県) 令和3年12月2日	電気冷蔵庫	(火災) 異音がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の外観に焼損等の異常は認められなかった。 ○冷蔵庫内部の天井左側でフードライナーが著しく焼損して溶融しており、同箇所のフードライナーを剥がしたところ、ウレタン断熱材の表面に焼損が認められたが、焼損箇所の周辺に電気部品、配線等はなかった。 ○圧縮機、ファンモーター、基板、配線等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
52	A202100668 令和3年11月18日(東京都) 令和3年12月3日	照明器具	(火災) 店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品が点灯しなかったため確認すると、当該製品付属の直流電源装置に接続されていた配線が焼損していた。 ○直流電源装置は、端子台の電源接続部周辺が焼損していたが、当該製品本体に外観上の異常は認められなかった。 ○端子台の電源接続部に挿入された電源線のうち1本が焼損しており、その先端に端子ばねで固定されたことによる線傷は認められなかった。 ○焼損した電源線が接続されていた端子ばねに溶融が認められた。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の設置、施工の際、電源線の端子台への挿入が不十分であったため、配線と接続金具の接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「電源線は端子台に奥まで確実に差し込む。接続が不完全な場合、火災の原因になる。」旨、記載されている。	
53	A202100671 令和3年11月21日(埼玉県) 令和3年12月6日	エアコン	(火災) 当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の室内機の外観は、底面の左側に穴空き変形が認められた。 ○電源コードが機器内部で長さ50cmの単線が手より接続で継ぎ足されていた。 ○手より2か所のうちの電源側の素線が露出して緑青が発生しており、近傍の被覆に炭化し、周辺の外郭樹脂は溶融していた。 ○施工業者は不明であった。 ○据付説明書には、「電源コードは途中接続しない。感電、火災の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品は、延長目的で電源コードを途中で別のコードと手より接続したため、接続部で接触不良が生じて異常発熱し、発火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
54	A202100692 令和3年12月5日(京都府) 令和3年12月13日	液晶ディスプレイ モニター	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は木製の机に倒した状態で置かれており、机の上には他に食器や段ボール等が置かれていた。 ○事故発生時に電源プラグはコンセントに接続されておらず、当該製品は通電されていなかった。 ○内部基板は受熱により焼損していたが、基板は原形をとどめており、欠損や局所的な焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードに断線等の異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
55	A202100703 令和3年11月20日(茨城県) 令和3年12月15日	食器洗い乾燥機 (ビルトイン式)	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品を焼損する 火災が発生した。	○使用者は、当該製品に3人分のお椀、皿、木製の箸等を入れて標準コースで運転開始した。 ○当該製品の焼損は著しく、前面扉及び操作パネルが焼失し、内部の樹脂製水槽は焼損して製品内底部に溶け落ちていた。 ○製品内底部のヒーターカバーは溶け落ちた樹脂で覆われており、ヒーターカバー内に侵入した樹脂中に、炭化した木製の箸が確認された。 ○ヒーター管、電装ユニット、モーター、電磁弁等の残存した電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に木製の箸を入れて運転したため、箸がヒーターカバーの穴から侵入してヒーターに接触し、乾燥運転時の熱で箸が出火して、樹脂製水槽に延焼したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「木製の食器、箸等を本機で洗わない。」、「ヒーターの上に落ちた場合、発煙する恐れがある。」旨、記載されている。	
56	A202100704 令和3年10月28日(大阪府) 令和3年12月15日	介護ベッド用手すり	(死亡1名) 施設で使用者(80歳代)が当該製品に首が引っ掛かった状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。	○使用者は、当該製品下側の柵とマットレスの間に首が引っ掛かり、脚は介護ベッドの下に投げ出し、うつ伏せの姿勢で倒れていた。 ○使用者は、寝返りがやとできる状態であり、要介護5であった。 ○使用者は、事故発生以前にも介護ベッドからずり落ちることが2回あったので、介護施設はベッドを一番下の位置に下げ、床にマットを敷いていた。 ○当該製品に変形、取付け不備等の異常は認められなかった。 ○当該製品の下側の柵とマットレスとの間に隙間は存在しなかった。 ○当該製品及び使用されていたマットレスは、どちらも使用されていた介護ベッドの認定品であった。 ○介護ベッドはJIS T 9254「在宅用電動介護用ベッド」の認証を取得していた。 ○当該製品の本体には、「ベッドと本体の間に隙間を生じる場合があるので注意する。」旨、記載されており、介護ベッドの取扱説明書には、「ベッドの隙間に手、足、首等を挟み込まない。」、「落下する可能性がある使用者には、側面全体をサイドレールで覆うことが有効である。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
57	A202100713 令和3年12月2日(熊本県) 令和3年12月17日	エアコン	(火災) 事務所で当該製品 及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は、延長コードに接続して最大出力で運転していた。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製の外郭はほぼ溶融していたが、電気部品は残存していた。 ○当該製品の電源プラグの栓刃に溶融等、異常発熱した痕跡は認められなかった。 ○ファンモーター、制御基板等その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源プラグを接続していた延長コードのコードコネクターボディは焼損が著しく、刃受金具はコード芯線カシメ部で溶断しており、断線したコード芯線の先端部に溶融痕が認められた。 ○電源コードのラベルには、「コードには中間接続・延長禁止」旨、記載されている。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202100787と同一事故)
58	A202100723 令和3年11月28日(兵庫県) 令和3年12月23日	電気ストーブ (カーボンヒー ター)	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品の電源プ ラグを焼損する火災 が発生した。	○当該製品は、電源プラグのプッシング部で電源コードの芯線が完全に断線し、断線部の先端に溶融痕が認められた。 ○電源プラグは片方の栓刃に曲がり認められ、両方の栓刃の先端部にメッキの一部剥がれが認められた。 ○当該製品本体に焼損等の異常は認められなかった。 ○使用者によると、事故発生以前の使用時に点灯したヒーターが消えたり、スイッチを入れてもヒーターが点灯しなかったりすることがあったため、電源プラグを抜き差ししたり、角度を変えてねじ込んだりして使用していたとの申出内容であった。 ●当該製品は、使用者が動作の異常を認識しながらも、電源プラグを抜き差ししながら使用を継続していたため、電源コードが短絡し、出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「故障・異常時(スイッチを入れても時々通電しない、電源コードを動かすと通電したり、しなかったりする等)には、直ちに使用を中止する。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
59	A202100727 令和2年1月8日(東京都) 令和3年12月23日	空気清浄機(加湿機能付)	(重傷1名) 当該製品を使用中、幼児(1歳)が当該製品の蒸気口で、右手に火傷を負った。	○当該製品を運転中、母親が目を離した隙に、子供が高温になった蒸気口に触れてしまい、火傷を負った。 ○当該製品の加湿方式はスチーム式であり、蒸気口から出る蒸気の温度は95℃であった。 ○取扱説明書には、「蒸気口に手や顔を近づけない。火傷の危険がある。」、「幼児の手の届く範囲では使用しない。」旨、記載されている。 ○当該製品の蒸気口近傍には、「やけどのおそれあり。蒸気口にさわらない。」旨の警告シールが貼付されている。 ●当該製品を運転中、母親が目を離した隙に、子供が高温になった蒸気口に触れてしまい、火傷を負ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「蒸気口に手や顔を近づけない。火傷の危険がある。」、「幼児の手の届く範囲では使用しない。」旨、本体には、「やけどのおそれあり。蒸気口にさわらない。」旨、記載されている。	
60	A202100729 令和3年12月17日(静岡県) 令和3年12月24日	電気洗濯機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は使用されていなかった。 ○当該製品の焼損は著しいが、本体内部の電源基板、モーター、内部配線等の電気部品に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは、電源プラグ近傍で断線して端部に熔融痕が認められたが、通常の使用で外力の加わる位置ではなかった。 ○当該製品の上に設置されていた他社製センサーライトに洗濯物が覆いかぶさり出火した痕跡が認められた。 ●当該製品は、当該製品の上に設置されていた他社製センサーライトに洗濯物が覆いかぶさり出火した痕跡が認められたことから、製品に起因しない事故と推定される。	
61	A202100735 令和3年11月20日(大阪府) 令和3年12月27日	ACアダプター	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、延長コードに常時接続されていたが、事故発生時に出力部のUSBコネクタには何も接続されておらず、コネクタ先端部から煙が出ている状態で発見された。 ○USBコネクタの挿入口の金属部に接する樹脂に一部焼損が認められた。 ○X線透視観察の結果、USBコネクタの変形及び金属異物は確認されなかった。 ○本体部及びUSBケーブル部に焼損や熔融等の異常は認められなかった。 ○USBコネクタの出力値に異常は認められなかった。 ○事故発生現場である居室内は整理されておらず、使用者は犬を室内飼いしていた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、USBコネクタ内部に何らかの導電性異物が付着したため、電流が流れて異常発熱し、コネクタの樹脂部が熔融及び焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
62	A202100815 令和4年1月16日(千葉県) 令和4年1月27日	電気冷温風機	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品を汚損する 火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は段ボール箱の上に置かれており、付近にスタンド型の凹面鏡が置かれていた。 ○当該製品下部の樹脂製外郭にすすが付着していたが、焼損等の異常は認められなかった。 ○内部の電気部品に出火の痕跡は認められず、通電したところ、正常に動作した。 ○台として使用されていた段ボール箱の側面が横一文字に焼損しており、凹面鏡は段ボール箱に収れんが生じる位置に置かれていた。 ○事故発生日は晴天であった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められず、凹面鏡の収れん位置が事故発生現場の焼損状況に一致したことから、凹面鏡による太陽光の収れん作用により段ボール箱から出火し、当該製品を汚損したものと推定される。	